

[事案 26-14] 死亡保険金支払請求

・平成 26 年 8 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

既に死亡保険金が支払われた保険があるが、それとは別の契約があるとして、同契約にもとづく死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 2 月に配偶者が死亡したので、配偶者が契約していたガン保険（契約 A）にもとづく死亡保険金を受領した。しかし、同契約とは別の名称のガン保険（契約 B）にもとづく死亡保険金が支払われていない。以下のとおり、契約 A と契約 B は別の契約であるので、契約 B の死亡保険金を受取人である自分に支払ってほしい。

- (1) 契約 A と契約 B にはそれぞれ約款が存在する。
- (2) 契約 A の契約内容確認書、契約申込書、保険証券は真正なものではない。
- (3) 契約 A の証券番号と契約 B の証券番号は末尾の数字の有無の点で異なっており、契約者が複数件の契約に加入したことを推認させる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「ご契約のしおり・約款」には、契約 B の正式名称が契約 A であることが明記され、同一の商品であることが明らかである。
- (2) 契約者（申立人の配偶者）から、契約 A 以外の保険料が口座振替された事実はなく、契約者と保険会社との間の契約は、契約 A のみである。
- (3) 保険証券の末尾の数字はチェックディジット（検査数字）であり、別個の証券番号を示すものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件における争点について

申立人は、契約者は契約 A 以外に契約 B も締結していたと主張する一方、保険会社は契約 A と契約 B は 1 つの契約であると主張していることから、契約 A と契約 B が同じ契約かどうか問題となる。

2. 以下の理由により、契約 A と契約 B は同一の保険であると認められるので、申立人の主張は認めることはできない。

- (1) 契約 B のものとされる「ご契約のしおり・約款」の表紙には、契約 A の名称が併記されており、目次および本文においても、契約 B の正式名称が契約 A であると記載されている。
- (2) 契約 B のものとされる申込書の表題の横には契約 A の名称が記載されており、申立人から、これ以外の契約者のガン保険に関する申込書は提出されていない。
- (3) 保険証券の末尾の数字がチェックディジットであることの保険会社の主張には合理性がある。

- (4)その他、契約者が契約A以外の保険料を支払っていたこと、契約A以外の保険証券があること等、他の契約締結が窺われる事情はない。
- 3. 申立人は契約内容確認書、契約申込書、保険証券が真正なものではないと主張するが、この主張は、申立人の主張の根拠とはなりえない。